

接続料の算定等に関する研究会 モバイル接続料の適正性向上について 事業者ヒアリング資料

※赤枠は構成員限り

2020年6月17日

KDDI株式会社

Tomorrow, Together おもしろいほうの未来へ。





1 予測値の算定方法の適正性向上

- (1) 予測対象年度における見込みの適切な反映について
- (2) 過去の実績値からの推計について

- ① 予測値の算定について、MVNOガイドラインでは、「過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素（以下「予測対象年度における見込み」という。）を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる」とされているところ、今般の予測値の算定において、予測対象年度における見込みを具体的にどのように反映したのか、設備管理運営費、正味固定資産価額、需要ごとに、概要・考え方をご説明願いたい。
- 併せて、設備管理運営費の各区分、正味固定資産価額の各区分について、予測対象年度における見込みを反映していない区分があれば、反映していない理由を具体的にご説明願いたい。



1 予測値の算定方法の適正性向上

- ② 二種指定事業者とMVNOとの公正競争確保の観点から、各二種指定事業者において、全ての区分について、予測対象年度における見込みが確実に反映されるよう何かしらの措置を講じることについて、お考えをお教え願いたい。
 - ⑤ 予測値の算定方法の適正性を向上させるために、二種指定事業者間で、お互いの予測値の算定方法を一定程度確認し合うことについて、お考えをお教え願いたい。
- 各二種指定事業者において、予測対象年度における見込みの策定状況やデータの粒度、データ取得の可否などによって算定の状況が異なるものと考えます。
 - どういった内容をどのように予測しているのか、という点においては各二種指定事業者の事業戦略に関わる重要な要素の1つであるため、安易に確認し合えるものではなく、その反映方法を共通化するような措置を講じることとも困難であると考えます。
 - 現時点においては、将来原価方式を導入したばかりであり、初年度（20年度）実績もまだ出ておりません。新たなルールの必要性の有無は、まずは今回初めて導入された将来原価方式の結果をもって検証し、そのうえで問題があった場合に検討されるべきものと考えます。

1 予測値の算定方法の適正性向上

- ③ 予測値の算定における恣意性排除、客観性確保のため、予測値の算定に大きな影響を与え得る基礎的な情報（※）については、接続料算定根拠としてご提出いただくことについて、お考えをお教え願いたい。

（経営情報に属するため提出が困難とする場合、どういった部分が経営情報にあたるのか、お教え願いたい。また、データを一部加工する、項目を絞る等すれば、提出できる余地はあるのか、お教え願いたい。）併せて、予測値の算定における恣意性排除、客観性確保のため、他に検討すべき取組があれば、お教え願いたい。

※ 見込み値（例：設備管理運営費及び正味固定資産価額については設備投資見込額、需要については回線容量拡充見込み。）及び見込み値を用いてどう予測値を算定したのか、具体的な算定方法。

- ④ 予測値の再現を可能とするため、見込み値及び過去の実績をどのように用いたのか、実際の算定式等の具体的な推計方法について、接続料算定根拠としてご提供いただくことについて、お考えをお教え願いたい。

（経営情報に属するため提出が困難とする場合、どういった部分が経営情報にあたるのか、お教え願いたい。また、データを一部加工する、項目を絞る等すれば、提出できる余地はあるのか、お教え願いたい。）

- 原価、正味固定資産、需要に関する具体的なデータは、粒度がどうあれ、現状公表していない内容については全て保護されるべき事業運営に直結する情報であるため、原則として提出できるものではありません。
- 予測値に関する算定根拠は総務省に届出しており、今後、実績値との乖離があった際には、その要因を届出する算定根拠において説明する必要がある、恣意性排除や客観性確保を考慮せずに算定するインセンティブはないと考えます。
- 現時点においては、将来原価方式を導入したばかりであり、初年度（20年度）実績もまだ出ておりません。新たなルールの必要性の有無は、まずは今回初めて導入された将来原価方式の結果をもって検証し、そのうえで問題があった場合に検討されるべきものと考えます。



1 予測値の算定方法の適正性向上

(3) 利潤における予測値の算定対象について

利潤について、より精度の高い算定とするため、レートベースを構成する「投資その他資産」及び「貯蔵品」についても予測値算定の対象に追加することについて、お考えをお教え願いたい。

- 当該年度における事業活動の状況により大きく変動する可能性があるため予測が困難と考えます。また、両者は、レートベースに占める割合も大きくないことから、第一種指定電気通信設備と同様に、算定対象から除外してもよいのではないかと考えます。
- なお、現時点においては、将来原価方式を導入したばかりであり、初年度（20年度）実績もまだ出ておりません。新たなルールの実施の必要性の有無は、まずは今回初めて導入された将来原価方式の結果をもって検証し、そのうえで問題があった場合に検討されるべきものと考えます。



1 予測値の算定方法の適正性向上

(4) 予測値の算定方法に係るMVNOへの情報開示について

- ① 総務省に提出している予測値の算定方法と、MVNOに提示する予測値の算定方法に差分がある場合は、なぜその差分をMVNOに開示しないのか、具体的な例に即して、ご説明願いたい。
- ② 予測値の算定方法に係るMVNOへの情報開示について、開示内容をさらに具体化することについて、お考えをお教え願いたい。



1 予測値の算定方法の適正性向上

(5) 実績が予測を上回った場合の措置について

- ① 精算接続料が予測接続料を上回った場合、MVNOが追加的に支払いを行うことになるところ、例えば、分割払いができるようにする等、MVNOにおける負担を軽減するための措置を講じることについて、お考えをお教え願いたい。（分割払いのほか、具体的にどういった措置が考えられるかも併せてお教え願いたい。）
- MVNOへの負担軽減について検討できる可能性はありますが、支払い猶予等を認める場合には、一般的に何らかの債権保全措置が講じられるものと考えており、その在り方も併せて検討すべきと考えます。
 - また、MVNOとの取引規模によっては、MNO側の経営に影響を与える可能性もあることから、支払い猶予措置を原則化すべきか否か慎重に検討すべきと考えます。



1 予測値の算定方法の適正性向上

- ② 新型コロナ禍の予測接続料に与える影響（原価、利潤及び需要に与える影響等）について、お教え願いたい。また、現在の新型コロナ禍のように、想定し得ない事態によって予測接続料が大きく変わってしまうことが事前に明らかになる場合、例えば、再度予測接続料の算定を行う、あるいは、どのような影響を与えるかMVNOに対して情報提供を行う等、MVNOにおける予見性確保のための特例措置を講じることについて、お考えをお教え願いたい。



2 5G接続料の適正性向上

引き続き、4G・5Gを一体として接続料を設定することについて、お考えをお教えいただきたい。また、5G導入後の接続料等に対し、5G導入の影響がどの程度寄与しているのか等、具体的にMVNOに対しどういった説明を行っているのか、お教え願いたい。



3 原価の適正性向上

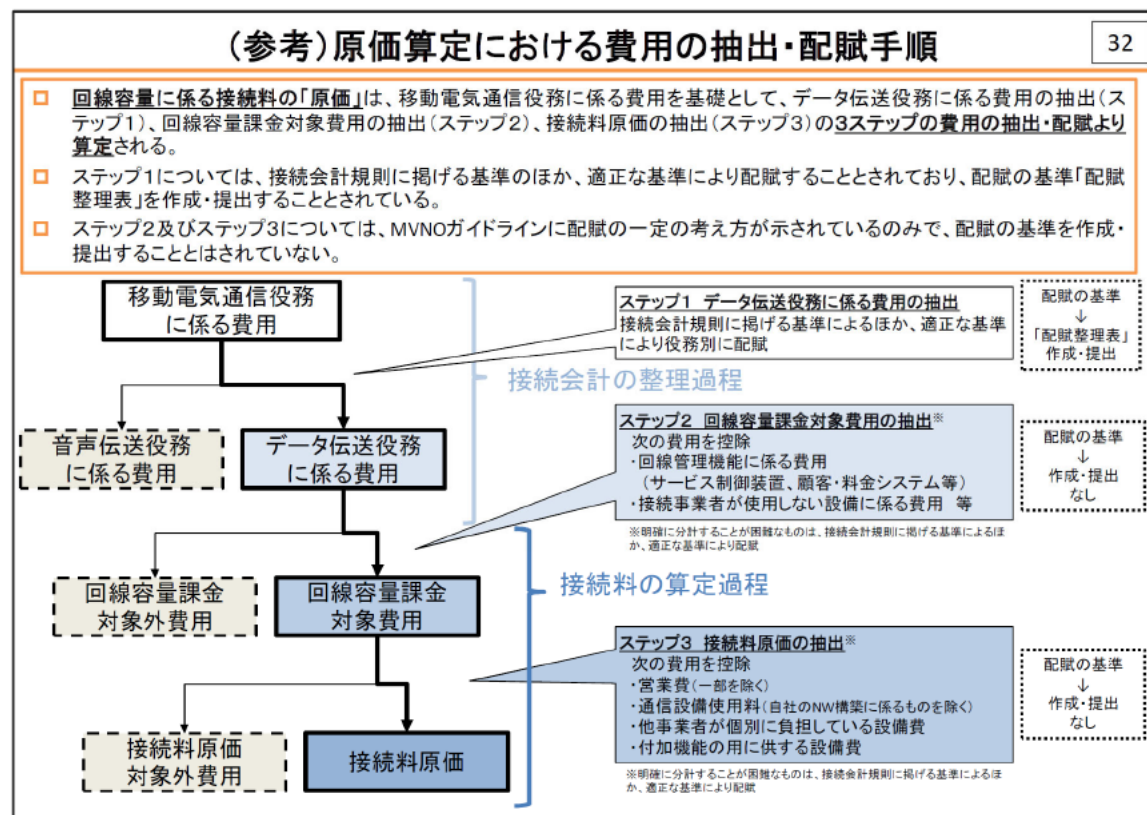
<全体>

- ① 施設保全費、減価償却費、通信設備使用料及び試験研究費の控除率について、3社からの聴取によりさらに実態を把握し、検証を進めることについて、お考えをお教え願いたい。
- 検証を進めるにしても、複数事業者による設備競争やサービス競争にある中で、過去実績であっても現状公表していない内容については全て保護されるべき事業運営のノウハウに関わる情報であるため、原則として提出できるものではありません。
 - また、各社でネットワークの構築方法や保守・運用における考え方、経理の状況等に違いがあることに十分留意することが必要と考えます。

3 原価の適正性向上

- ② 施設保全費、減価償却費、通信設備使用料及び試験研究費について、データ伝送役務に係る費用から、接続料原価対象費用に抽出するまでの算定プロセスを可能な限り具体的にお教え願いたい。

- MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの「原価算定の3ステップ・プロセス」に沿って接続料原価を算定しており、現時点でお示しできる算定プロセスは、前回総務省よりのご説明（資料32－3 モバイル接続料の適正性向上について）のとおりとなります。



（出典）接続料の算定等に関する研究会（第32回）
資料32－3 モバイル接続料の適正性向上について



3 原価の適正性向上

③ 費用控除の方法をある程度各社統一するため、抽出の考え方をより具体的にGL等に記載する等、統一ルールを具体化することについて、お考えをお教え願いたい。

- 各社における事業構造やネットワーク構成、経理の状況や取得可能データの範囲等が異なることから、統一ルール化は困難と考えます。
- 算定方法の考え方については、既に現行ガイドラインにおいて規定されており、各社当該ガイドラインに沿って適切に算定しているものと理解しております。費用控除の方法の差分については、上記のとおりであるものの、水準については大きな差分は発生していないことを踏まえれば、これ以上の規制は不要と考えます。



3 原価の適正性向上

- ④ ステップ2、3についても抽出方法及びその配賦基準等について、接続料算定根拠として提出を要することとすることについて、お考えをお教え願いたい。



3 原価の適正性向上

13

(1) 施設保全費、減価償却費、通信設備使用料について

＜施設保全費＞

--

--

＜減価償却費＞

--

--



3 原価の適正性向上

14

<通信設備使用料>

③ 通信設備使用料の接続料原価対象費用には具体的に何が含まれるのか、お教え願いたい。

<通信設備使用料>



3 原価の適正性向上

15

(2) 試験研究費について

- ① 試験研究費の考え方について、昨年6月7日会合向けに提出していたものから変化がある場合は、お教え願いたい。





3 原価の適正性向上

16

- ② 接続料原価に含まれるものと、除外されるものそれぞれについて、その研究内容について、可能な限り具体的に列挙してお教え願いたい。



3 原価の適正性向上

17

- ③ 接続料原価に、MVNOにとって便益が生じていないような研究に係る費用を計上していないか、お教え願いたい。



おもしろいほうの未来へ。

